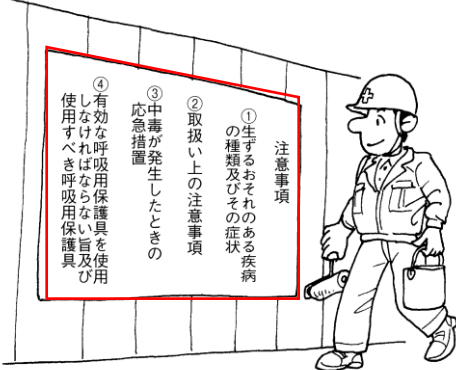
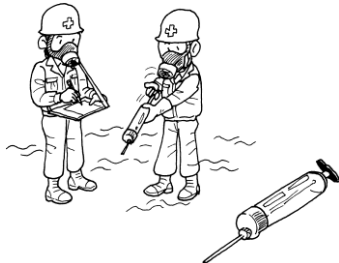
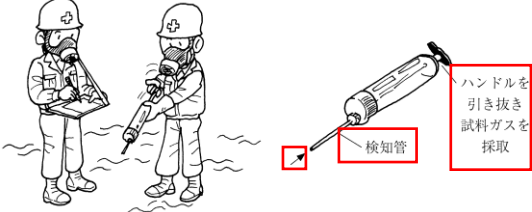
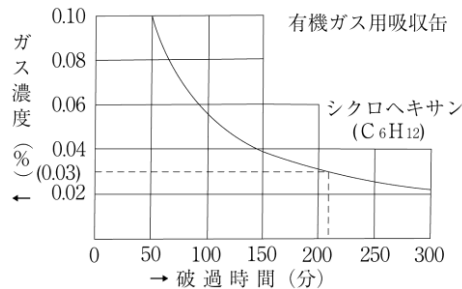
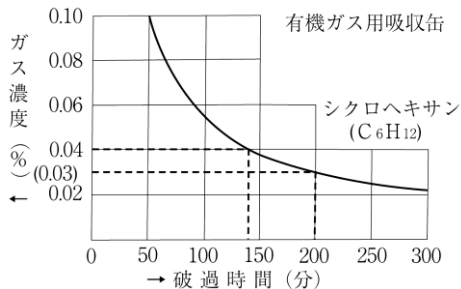
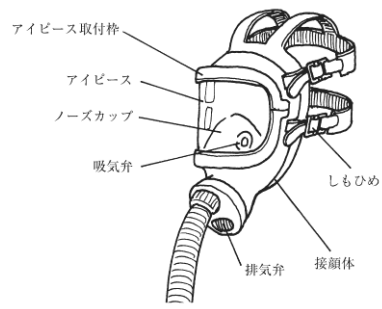


建設業における有機溶剤業務の知識（作業用テキスト） コード No. 221600
 〈新旧対照表〉第4版 令和6年1月10日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。
 ※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
目次 1	頁数	第2章以降	目次 1	頁数	第2章以降の項目の頁数の変更
目次 2	21行目	1) 防音保護具	目次 2	21行目	1) 聴覚保護具 (防音保護具)
3	2～5行目	1) 有機溶剤の種類 有機溶剤とは物質を溶解する性質を持つ有機化合物の総称で、多くの種類の化学物質がこれに該当します。(このうち44種類 (54種類のうち、規制対象として削除された10種類を省く) が※ ¹ 「有機則」で指定されています。58ページの表参照)	3	2～7行目	1) 有機溶剤の種類 有機溶剤とは物質を溶解する性質を持つ有機化合物の総称で、多くの種類の化学物質がこれに該当します。(このうち44種類 (54種類のうち、規制対象として特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに特別管理物質に指定された10種類を省く) が※ ¹ 「有機則」で指定されています。53ページの表参照)
4～12	4～12頁	4～12頁削除	4～10	4～10頁	(別添①) 4～10頁新規追加頁
13	頁数	13頁以降	11		11頁以降に順次変更
15	12行目	4) 「有機溶剤使用上の注意事項」の掲示 有機溶剤業務を行う屋内の作業場所には、 <u>人体に及ぼす作用、</u> 取扱い上の注意事項、中毒が発生した時の応急措置について、掲示することが義務づけられています。 掲示を見たら、よく読んで安全作業につとめましょう。	13	12行目	4) 「有機溶剤使用上の注意事項」の掲示 有機溶剤業務を行う屋内の作業場所には、 <u>有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、</u> 取扱い上の注意事項、中毒が発生した <u>ときの</u> 応急措置 <u>及び使用すべき呼吸用保護具等</u> について、掲示することが義務づけられています。 掲示を見たら、よく読んで安全作業につとめましょう。
16	有機溶剤使用上の注意事項のイラスト	(イラスト移動及び右図の通り修正) 	13	有機溶剤使用上の注意事項のイラスト	(文章の下へ移動) 
17	7行目と8行目の間に追加	追加 1 行	14	8行目	<u>令和5年8月現在では、667物質です。</u>
17	13行目	◆有害性 ① 絵表示 「感嘆符」 ② 絵表示 「どくろ」 ③ 絵表示 「健康有害性」 ④ 絵表示 「腐食性」 ◆危険性 ① 絵表示 「炎」 ② 絵表示 「円上の炎」 ③ 絵表示 「爆弾の爆発」 ④ 絵表示 「 <u>腐食性</u> 」	14	14行目	◆有害性 ① 絵表示 「感嘆符」 ② 絵表示 「どくろ」 ③ 絵表示 「健康有害性」 ④ 絵表示 「腐食性」 ⑤ 絵表示 「 <u>環境</u> 」 ◆危険性 ① 絵表示 「炎」 ② 絵表示 「円上の炎」 ③ 絵表示 「爆弾の爆発」 ④ 絵表示 「 <u>ガスボンベ</u> 」

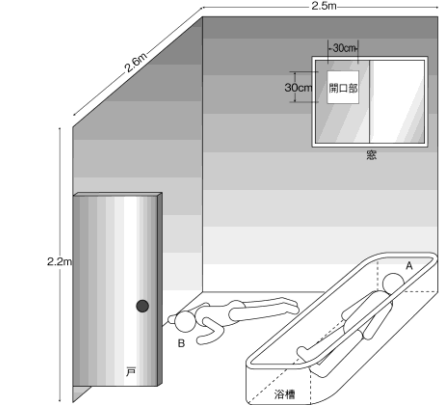
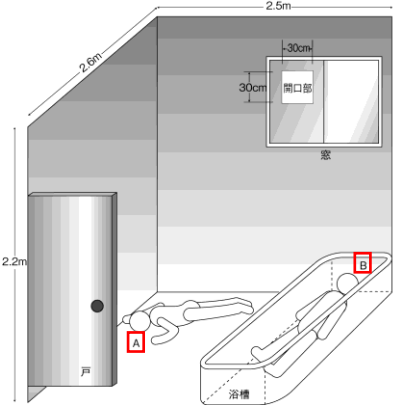
(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
23	下から12行目	一方、全体換気装置は、左ページに示されるように作業場所を全体的に換気す	20	下から12行目	一方、全体換気装置は、次ページに示されるように作業場所を全体的に換気す
25	下から3行目	このような場合の測定方法には、多くの場合、 <u>右ページ</u> のような検知管方式が	22	下から3行目	このような場合の測定方法には、多くの場合、 <u>下記</u> のような検知管方式が
26	イラスト 頁変更	(26頁イラスト移動及び右図の通り修正) 	22	イラスト 頁変更	
29	下から1行目	⑥有機溶剤等が作業衣服に付着したり、体に付いたり、また、目に入ったときは、(10ページ)を参照して下さい。	25	下から1行目	⑥有機溶剤等が作業衣服に付着したり、体に付いたり、また、目に入ったときは、(9ページ)を参照して下さい。
31 ・ 32	頁・文章変更	削除	27 ・ 28	新規	新規頁とする (別添② 27・28頁)
35	下から10行目	例えば破過曲線図から、直結式小型吸収缶は、ガス濃度0.03% (300ppm) では約200分で破過限度に達するし、0.04% (400ppm) では約150分で破過限度となるので、この時点で廃棄して新しい吸収缶と交換します。	31	下から10行目	例えば破過曲線図から、直結式小型吸収缶は、ガス濃度0.03% (300ppm) では約200分で破過限度に達するし、0.04% (400ppm) では約140分で破過限度となるので、この時点で廃棄して新しい吸収缶と交換します。
36	図	(右記の通り、図を修正) 	32	図	
39	3～5行目	5) 着装の点検および使用後の手入れについて 保護具の点検、保守、管理はいつでも最良な状態にしておくことが重要です。そのためには、常に点検、保守管理を行い、保護具の <u>管理責任者</u> を定めておくことも必要になります。 少なくとも月1回は、取扱説明書に従って保護具の性能を確認します。	35	3～7行目	5) 着装の点検および使用後の手入れについて 保護具の点検、保守、管理はいつでも最良な状態にしておくことが重要です。そのためには、常に点検、保守管理を行い、保護具 <u>着用</u> 管理責任者を定めておくことも必要になります。 <u>使用する呼吸用保護具は、顔面との密着性を確認するため、年に1回フィットテストを行います。</u> また、少なくとも月1回は、取扱説明書に従って保護具の性能を確認します。
39	下から 8～9行目	⑤ マスクは、あごから装着し、顔とマスクの間にもれがないか <u>フィットテスト (気密テスト)</u> を行って、顔とのマスクの密着が良好であることを確認する。	35	下から 8～9行目	⑤ マスクは、あごから装着し、顔とマスクの間にもれがないか <u>シールチェック (密着テスト)</u> を行って、顔とのマスクの密着が良好であることを確認する。

(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
40	イラスト	イラストを上につめる	36	イラストの移動と追加	(上) 防毒マスク各部の名称 (下) シールチェック (43頁イラストを移動) 防毒マスク各部の名称  シールチェック (着用者自身が密着性を確認する)  陰圧法 吸気弁の入口を顔に面体を押しつけず、息を吸って、面体と顔との接合部から空気が面体内に漏れ込まないかどうかを確認する。 陽圧法 呼吸弁のカバーを外し、呼吸弁閉鎖し徐々に面体内に息を吹き込む。面体内に陽圧が生じ、面体外への漏れが認められなければよい。
43	図タイトル	<u>フィットテストの方法</u>	36	図タイトル	<u>シールチェック (着用者自身が密着性を確認する)</u>
45	10行目	④ 面体を着装したら、 <u>フィットテスト</u> (密着テスト) と送風量のチェックが	41	10行目	④ 面体を着装したら、 <u>シールチェック</u> (密着テスト) と送風量のチェックが
47	9行目	1) <u>防音保護具</u>	43	9行目	1) <u>聴覚保護具 (防音保護具)</u>
47	14行目	3) 作業用続服	43	14行目	3) 作業用続服 <u>(つなぎ)</u>
47	イラスト	イラストの移動	44	イラストの移動	44頁上に移動
48	イラスト・写真	48頁上イラストの移動 48頁上 写真 作業服	44	イラスト・写真	44頁下に移動 43頁下に移動 <u>作業用続服 (つなぎ)</u>
52	3～8行目	(製造等の禁止) 第55条 削除			
57	7行目	28 1・2-ジクロロエチレン (別名 <u>2塩化アセチレン</u>)	52	7行目	28 1・2-ジクロロエチレン (別名 <u>二塩化アセチレン</u>)
58	表中 「第2種有機溶剤」	16 酢酸イソプロピル	53	表中 「第2種有機溶剤」	16 酢酸イソプロピル
59	第3章の前に追加		54	第2章新規	(別添③ 新規54～56頁) 第2章 安全衛生管理体制 (追加)
59 ・ 60	労働安全衛生規則 (抄) 第2節	(調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等) 第34条の2の7 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査 (主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第1項において「調査」という。) は、次に掲げる時期に行うものとする。 1 令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物 (以下この条及び次条において「調査対象物」という。) を原材料等として新規	56 ・ 60	労働安全衛生規則 (抄) 第2節	(リスクアセスメントの実施時期等) 第34条の2の7 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査 (主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。) は、次に掲げる時期に行うものとする。 1 リスクアセスメントをしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物 (以下「リスクアセスメント対象物」という。) を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		に採用し、又は変更するとき。 2 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。 3 前2号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。 2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第1号又は第3号（第1号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。 1 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法 2 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法 3 前2号に掲げる方法に準ずる方法 （調査の結果等の周知） 第34条の2の8 事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、前条第2項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。 1 当該調査対象物の名称 2 当該業務の内容 3 当該調査の結果 4 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容 2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 1 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。 2 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。 3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。			2 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。 3 前2号に掲げるもののほか、<u>リスクアセスメント対象物</u>による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。 2 <u>リスクアセスメント</u>は、<u>リスクアセスメント対象物</u>を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（<u>リスクアセスメント</u>のうち危険性に係るものにあつては、第1号又は第3号（第1号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。 1 当該<u>リスクアセスメント対象物</u>が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該<u>リスクアセスメント対象物</u>により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法 2 当該業務に従事する労働者が当該<u>リスクアセスメント対象物</u>にさらされる程度及び当該<u>リスクアセスメント対象物</u>の有害性の程度を考慮する方法 3 （略） （<u>リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知</u>） 第34条の2の8 事業者は、<u>リスクアセスメント</u>を行つたときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、次に<u>リスクアセスメント</u>を行うまでの期間（<u>リスクアセスメント</u>を行つた日から起算して3年以内に当該<u>リスクアセスメント対象物</u>について<u>リスクアセスメント</u>を行つたときは、3年間）保存するとともに、当該事項を、<u>リスクアセスメント対象物</u>を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。 1 当該<u>リスクアセスメント対象物</u>の名称 2 （略） 3 当該<u>リスクアセスメント</u>の結果 4 当該<u>リスクアセスメント</u>の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容 2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 1 当該<u>リスクアセスメント対象物</u>を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。 2 書面を、当該<u>リスクアセスメント対象物</u>を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。 3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該<u>リスクアセスメント対象物</u>を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該<u>リスクアセスメント対象物</u>を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
63	19行目 文章の追加	送気マスクを備えたときは、…	60	17行目 文章の追加	送気マスクを備えたとき（当該場所における有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該場所における有機溶剤業務に要する時間が短時間であり、送気マスクを備え、かつ、当該請負人に対し、送気マスクを備える必要がある旨を周知させるとき）は、…
64	6行目	号に定める措置が講じられていることを確認すること。	61	7行目	号（第2号、第4号及び第7号を除く。）に定める措置が講じられていることを確認すること。

(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
64	下から3行目	第21条 事業者は、前2条の自主検査を…	61	下から1行目	第21条 事業者は、前2条の自主検査を…
65	18行目 第24条	第24条 削除 2 削除	62	20行目 第24条新規	第24条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならない。 1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項 3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置 4 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具 イ 第13条の2第1項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。) ロ 第13条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第28条第2項の測定の結果の評価が第28条の2第1項の第1管理区分でなかつた作業場及び第1管理区分を維持できないおそれがある作業場 ハ 第18条の2第1項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。) ニ 第28条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所 ホ 第28条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所(施行日：令和6年4月1日) ヘ 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場 ト 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場
65	下から7～8行目 目削除文あり	…有機溶剤等の区分を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、色分け及び…	63	7～8行目	…有機溶剤等の区分を、色分け及び…
66	(タンク内作業) 第26条中 追加・修正	(タンク内作業) 第26条 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。 1 作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部をすべて開放すること。 2 労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させること。 3 事故が発生したときにタンクの内部の労働者を直ちに退避させることができる設備又は器具等を整備しておくこと。 4 前各号に掲げる措置のほか、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前に、次の措置を講ずること。 イ 有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに接続するすべての配管から有機溶剤等がタンクの内部へ流入しないようにすること。 ロ 水又は水蒸気等を用いてタンクの内壁を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水又は水蒸気等をタンクから排出すること。 ハ タンクの容積の三倍以上の量の空気を送気し、若しくは排気するか、又はタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出すること。	63 ・ 64	(タンク内作業) 第26条 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。 1 作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部を全て開放すること。 2 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせる場合(労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。)は、当該請負人の作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部を全て開放すること等について配慮すること。 3 労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させること。 4 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに身体を洗浄し、汚染を除去する必要がある旨を周知させること。 5 事故が発生したときにタンクの内部の労働者を直ちに退避させることができる設備又は器具等を整備しておくこと。 6 有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前に、次の措置を講ずること。	

(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					イ 有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに接続する全ての配管から有機溶剤等がタンクの内部へ流入しないようにすること。 ロ 水又は水蒸気等を用いてタンクの内壁を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水又は水蒸気等をタンクから排出すること。 ハ タンクの容積の三倍以上の量の空気を送気し、若しくは排気するか、又はタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出すること。 7 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせる場合(労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。)は、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、当該請負人の作業開始前に、前号イからハまでに掲げる措置を講ずること等について配慮すること。
66	第5章の最後に新規追加 (第6章の前に追加)	第5章 測定に追加	64 ・ 65		(令和6年4月1日施行) 第28条の3の2 1～3 省略 4 事業者は、第1項の第3管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場合又は第1項第1号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第1管理区分若しくは第2管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 1、2 (略) 3 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を行わせること。 イ 前2号及び次項第1号から第3号までに掲げる措置に関する事項(呼吸用保護具に関する事項に限る。)を管理すること。 ロ 有機溶剤作業主任者の職務(呼吸用保護具に関する事項に限る。)について必要な指導を行うこと。 ハ 第1号及び次項第2号の呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。 5～7 (略) (令和6年4月1日施工)
67	下から1～2行目	4 腎じん機能検査(尿中のたん白の有無の検査を除く) 5 神経内科学的検査	66	7～8行目	4 腎じん機能検査 5 神経学的検査
67	最終行の後に追加 第29条6項	6項を追加	66	9～27行目	6 第1項の業務が行われる場所について第28条の2第1項の規定による評価が行われ、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該業務に係る直近の連続した3回の第2項の健康診断(当該労働者について行われた当該連続した3回の健康診断に係る雇入れ、配置換え及び6月以内ごとの期間に関して第3項の健康診断が行われた場合においては、当該連続した3回の健康診断に係る雇入れ、配置換え及び6月以内ごとの期間に係る同項の健康診断を含む。)の結果(前項の規定により行われる項目に係るものを含む。)、新たに当該業務に係る有機溶剤による異常所見があると認められなかった労働者については、第2項及び第3項の健康診断(定期のものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期に、行えば足りるものとする。ただし、同項の健康診断を受けた者であつて、連続した3回の同項の健康診断を受けていない

(旧版) 第3版4刷 (令和4年6月14日)			(新版) 第4版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					者については、この限りでない。 1 当該業務を行う場所について、第28条の2第1項の規定による評価の結果、直近の評価を含めて連続して3回、第1管理区分に区分された(第4条の2第1項の規定により、当該場所について第28条の2第1項の規定が適用されない場合は、過去1年6月の間、当該場所の作業環境が同項の第1管理区分に相当する水準にある)こと。 2 当該業務について、直近の第2項の規定に基づく健康診断の実施後に作業方法を変更(軽微なものを除く。)していないこと。
68	第30条の4	2項を追加	67	第30条の4 2項追加	2 事業者は、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。
68	第32条2項 追加・修正	2 第13条の2第2項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。	67	第32条2項 追加	2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。 3 第13条の2第2項の規定は、第1項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。
68	下から 1～2行目 第33条2項 追加・修正	2 第13条の2第2項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。	67	第33条2項 追加	2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。 3 第13条の2第2項の規定は、第1項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。
70	1行目	第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理 (有機溶剤等の貯蔵) 第35条 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓せんをした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。 1 関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備	69	1行目	第8章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理 (有機溶剤等の貯蔵) 第35条 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓せんをした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。 1 当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
78	イラスト	右図の通り 	78	イラスト	

す。中毒が進むと、めまい、頭のふらつき、吐き気と嘔吐、協調運動障害、錯覚、唾液の増加、脈が弱くなるなどの麻酔による作用が生じます。

これらの症状は一時的なもので、有機溶剤取り扱い作業をやめれば、すぐに回復します。

また、有機溶剤の濃度が高くなれば、昏睡やけいれんが起こって死亡することがあります。

さらに、高い場所や閉鎖された場所では、中毒症状のひとつである、ふらつきによる墜落、転倒などにより重大な災害発生に結びつくことがあります。

また、中枢神経系への作用の他に、有機溶剤の種類によっては、末梢神経の障害、腎臓の障害、心血管系の障害を生じることがあります。

有機溶剤の種類



有機溶剤の蒸気の流れ方



※ 1 「有機則」とは、「有機溶剤中毒予防規則」のことをいいます。
 ※ 2 「安全法」とは、「労働安全衛生法」のことをいいます。

4

2) 慢性の健康障害

たとえ低い濃度であっても、長い期間か、あるいは繰り返し有機溶剤に接することによって生ずるのが慢性の健康障害です。

慢性の中枢神経系に対する毒性作用では、頭痛、疲労感、短気、記憶の欠落、情緒不安定、睡眠障害、酒に弱くなる、性欲減退、興味の低下のような症状が継続するようになります。

ひどいときは、慢性の脳の障害による、記憶の喪失、精神運動機能の失調、言語障害のような症状が起こります。

このような慢性症状は、有機溶剤の作業の環境から離れても、すぐに回復することはないとされています。

また、有機溶剤の種類によっては、末梢神経、腎臓、心血管系、肝臓の障害を生じることがあります。

3) 皮膚の障害

刺激性のある有機溶剤が皮膚に触れたとき、紅い斑点、水疱、剥離などが生じます。有機溶剤が皮膚に繰り返し触れると、皮膚の脂肪分を溶かし出す作用（脱脂作用）があるため、皮膚の乾燥、鱗状化、ひび割れなどが生じます。

また、感作性（アレルギー性）の皮膚炎を生じるものもあります。

3 健康への影響を防止する基本原則

有機溶剤による健康への影響を防止するための基本原則は、有機溶剤へのばく露をすべて防止することです。有機溶剤へのばく露とは、蒸気の吸入、皮膚との接触、口や鼻や皮膚から人体に入り込むことをいいます。

4 健康管理

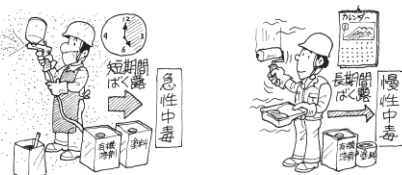
有機溶剤取り扱い作業に従事している作業者は、有機溶剤による健康への影響を知るための特別な健康診断を受けなければならないことが、法律で義務づけられています。

有機溶剤の有害性「急性」「慢性」の区別



5

急性の健康障害と慢性の健康障害



一般健康診断に加えて有機溶剤に係わる特殊健康診断を確実に受診するほかに、高濃度の有機溶剤を吸い込んだり、大量に皮膚に触れたりした場合、あるいは有機溶剤によると考えられる健康の異常が生じた場合には、現場の責任者に申し出て、必要な診断を受けましょう。

健康診断の結果によっては、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、換気等の設備の設置又は整備等が必要になることがあります。

5 応急措置

1) 応急措置の態勢

有機溶剤による中毒事故が、万一発生したときのために、応急措置の態勢をととのえておきましょう。このことは、傷害、急病などへの対応と共通したものです。

2) 被災者の救出

もし、中毒の症状が現れて、仲間が倒れていたら、その周辺は高濃度の有機溶剤が存在していると考えられます。そのため、救出に行った作業者が同じような中毒症状に陥る危険性があります。

このため、作業者が意識を失っているのを見つけたとき、あわてて救出のために近づくのは危険です。送気マスク又は自給式呼吸器（第4章 労働衛生保護具の使用方を参照）が備え付けられていれば、それを着用するか、無い場合は、有機ガス用防毒マスクを着用するか、周辺の十分な換気と環境測定を行い、安全な状態であることを確認した後、救出活動を開始します。

6

3) 救急蘇生



7

第 4 章 労働衛生保護具の使用

保護具は、作業者が身体に装着して労働災害を防止するための器具です。

保護具には、用途に応じて沢山の種類があり、同じ形状でも性能が異なるものがあるので、形状だけの判断で選定しないで、目的に合った性能のものを使用して下さい。日頃から訓練をくり返し、正しい使用方法、正しい装着方法を身につけておくよう心がけることが大切です。

化学物質管理者*を選任した作業所は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、作業員に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、ばく露防止のための有効な保護具（呼吸用保護具、保護めがね、保護衣、保護手袋等）に係る業務（保護具の適正な選択と使用、保守管理）を担当させます。

保護具着用管理責任者は、一定の資格を有し、保護具に関する知識及び経験を有すると認められた者のうちから選任するか、一定の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任する必要があります。（2024年4月1日から施行）

1 呼吸用保護具について

有機溶剤作業で使用する保護具としては、防毒マスク、送気マスク等の呼吸用保護具（右ページ参照）及び、皮膚障害を防止する化学防護服、手袋類があります。

また、吹き付け塗料から目を守る保護具として、ゴグルタイプの保護めがねがあります。

自給式呼吸器は、主として救出作業や緊急時に使用され、一般的には有機溶剤の作業では使用されません。

呼吸用保護具のうち、防毒マスクの一部の種類と防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具については、厚生労働省で型式ごとに型式検定を行っているので、型式検定に合格したものを使用しなければなりません（検定合格標準参照）。

それらの、型式検定合格品のマスクには標準が付けられていますから、これが付いていることを確認してから使用してください。

また、塗装作業を行う前のサビ落とし等の粉じん対策には、防じんマスクが有効な呼吸用保護具です。

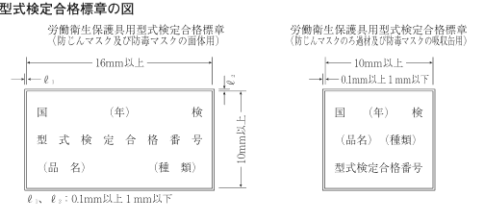
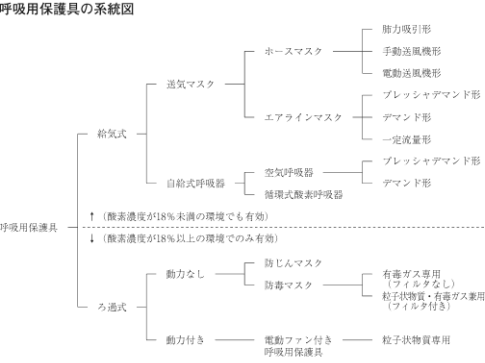
*化学物質管理者の職務：①ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施 ②リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施 ③自律的な管理に係る各種記録の作成・保存 ④化学物質に係る労働者への周知、教育 ⑤ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合） ⑥化学物質による労働災害が発生した場合の対応

2 防毒マスク

有機溶剤作業において、臭いになれているからと、マスクを使用しない作業者を見かけることがありますが「臭いになれていること」と「それが許容濃度以下で安全であること」とは、同じではありませんので、有機ガス用の防毒マスクを必ず着用しましょう。

1）防毒マスクの構造と種類

防毒マスクは、ろ過式の呼吸用保護具の一種で、着用者の肺吸引力によって吸入する空気中の有毒ガスなどを吸収缶で除去します。



3. 労働安全衛生規則（抄）

第2章 安全衛生管理体制

第3節の3 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者

(化学物質管理者が管理する事項等)

第12条の5 事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第57条第1項の規定による表示（表示する事項及び標章に関することに限る。）、同条第2項の規定による文書の交付及び法第57条の2第1項の規定による通知（通知する事項に関することに限る。）（以下この条において「表示等」という。）並びに第7号に掲げる事項（表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。）を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行っている場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

1 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。

2 リスクアセスメントの実施に関すること。

3 第57条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること。

4 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

5 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

6 第57条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

7 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関すること。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。）ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行っている場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

3 前二項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

1 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。

2 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ イに掲げる事業場以外の事業場 イに定める者のほか、第1項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者

4 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第1項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

5 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

(令和6年4月1日施行)

(保護具着用管理責任者の選任等)

第12条の6 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

1 保護具の適正な選択に関すること。

2 労働者の保護具の適正な使用に関すること。

3 保護具の保守管理に関すること。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

1 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任

すること。

2 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第1項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

(令和6年4月1日施行)

第3章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第2節 危険物及び有害物に関する規制

(リスクアセスメントの実施時期等)

第34条の2の7 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

1 リスクアセスメントをしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

2 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

3 前二号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 リスクアセスメントは、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（リスクアセスメントのうち危険性に係るものにあっては、第1号又は第3号（第1号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

1 当該リスクアセスメント対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該リスクアセスメント対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

2 当該業務に従事する労働者が当該リスクアセスメント対象物にさらされる程度及び当該リスクアセスメント対象物の有害性の程度を考慮する方法

3 （略）